

令和4年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る 新型コロナウイルス感染症への対応について

宮城県教育委員会
仙台市教育委員会
石巻市教育委員会

1 新型コロナウイルス感染症に係る基本対応（第一次募集）

	受験者の状況	中学校長からの追試験申請 (症状の判断)	高校入試への受験対応	
			本試験当日	受験機会の確保
I	感染症罹患者	追試験申請あり (医師又は保健所等による 入院又は待機指示)	受験できない	①追試験の日程で受験 ②第二次募集の日程で受験 ③書類審査で対応
II	濃厚接触者等 ^{注1}			
III	発熱等の症状がある者 ^{注2}	追試験申請あり (医師による診断)	受験できない	①追試験の日程で受験

注1 濃厚接触者等とは、保健所又は中学校等により濃厚接触者に特定された者のほか、過去2週間以内に外国から日本に入国した者を含む。外国から日本に入国した場合、待機期間中は受験できない。

注2 発熱症状がある場合は、基本的に追試験を受験する。平熱の高い受験者は、中学校を通してあらかじめ高校に相談し、中学校長・保護者確認の上、別室で受験することも可とする。

(1) 第一次募集に出願した受験者が感染又は濃厚接触者に特定された場合

受験者の状況		出願校での受験対応		
		受験日	受験する試験内容	合格発表日
イ	本試験前日(3月3日(木))時点で退院又は待機解除となる者	3月4日 (金)	本試験	3月16日 (水)
ロ	本試験が受験できなかった者のうち次のいずれかの者 (イ)追試験前日(3月9日(水))時点で退院又は待機解除となる者 (ロ)受験可能な濃厚接触者 ^{注3}	3月10日 (木)	追試験	
ハ	本試験及び追試験が受験できなかった者のうち次のいずれかの者 (イ)第二次募集前日(3月22日(火))までに退院又は待機解除となる者 (ロ)受験可能な濃厚接触者 ^{注3}	3月23日 (水)	国語・数学・英語の学力検査(第二次募集の学力検査問題)及び面接・実技・作文(出願校が第一次募集で課したもの)	3月23日 (水) もしくは 3月24日
ニ	本試験、追試験及び第二次募集の日程で実施する追試験が受験できなかった者	/	調査書等による書類審査	(木)

注3 受験可能な濃厚接触者とは、以下の(i)～(iii)の条件をすべて満たす者をいう。

※ 保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することは
ないため、入学志願者から受験可能な濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、下記(i)から(iii)
の条件を満たすことを確認した上で、終日別室において受験を認める。

(i) 初期スクリーニング検査(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果、陰性であること。ただし、保健所業務のひっ迫から行政検査が実施されないまま自宅待機となっている者については、行政検査の結果が得られないため、待機期間中、十分に健康観察を行い、無症状であること。

なお、行政検査の結果が得られない場合は、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行うことが望ましい。

(ii) 検査日当日も無症状であること(別紙「健康状態チェックリスト」の条件を満たすこと。)

(iii) 検査日当日、公共交通機関を利用せず、検査会場に自家用車等で往復できること。

中学校は、あらかじめ交通手段の確保を家庭に依頼すること。

(2) 受験者の周囲（家族、同一中学校に在籍している生徒・教職員等）で感染者が確認されたが、受験者は濃厚接触者ではない場合の対応

受験者の状況		出願校での受験対応	
		受験日	受験する試験内容
イ	発熱等の症状がある場合 ^{注4}	3月10日（木）	追試験
ロ	発熱等の症状がない場合	3月4日（金）	本試験 ^{注5} （通常の教室で受験）

注4 発熱症状がある場合は、基本的に追試験を受験する。平熱の高い受験者は、中学校を通してあらかじめ高校に相談し、中学校長・保護者確認の上、別室で受験することも可とする。

注5 本試験の受験に際し、感染者が確認された中学校長から、「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった場合は、当該中学校長と協議の上、該当する受験者の別室受験を認めることとする。

2 受験会場となる高等学校における対応

(1) 事前準備について

生徒・教職員に感染者が出る等の不測の事態が生じた場合、試験会場を消毒する等の対応が必要となる。3月4日（金）の本試験を円滑に実施するために、3月2日（水）に会場準備を行い、3日（木）は臨時休業として生徒を登校させず、不測の事態に対応できるようにする。

(2) 各検査前に生徒・教職員の感染及び濃厚接触者が確認された場合

- 当該高等学校内の消毒等を徹底し、予定どおり入学者選抜を実施する。
- 校長が感染した場合は、教頭がその職務を代行し、また、校長及び教頭が感染した場合は、教育委員会から職員を派遣し、その職務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置する。
- 教職員の感染者が複数に及んだ場合は、教育委員会から職員を派遣し、その業務を代行することで、円滑に入学者選抜が実施できるよう措置する。

3 円滑な高等学校入学者選抜の実施に向けた対応

- (1) 生徒及び教職員は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- (2) 生徒・教職員に感染が確認された場合は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、対応を協議すること。
- (3) 発熱、咳等がある教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこと。

4 その他

- (1) 学力検査の出題範囲についての縮小は行わない。
- (2) 調査書の取扱いについては以下のとおりとする。
 - 入学者選抜資料として調査書を活用するにあたって、出席日数や学習評価の内容等の記載により不利益を被ることのないようにする。
 - 諸活動の記録や指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにする。